太田市電子入札運用基準

1 趣旨

太田市がぐんま電子入札共同システム(以下「本システム」という。)を用いて行う入札及び入札に関連する事務取扱について、地方自治法、同法施行令その他の関係法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 適用範囲

この基準は、電子入札で行うものとして、あらかじめ太田市が指定及び公表する調達案件(以下「電子入札案件」という。)に適用する。

3 用語の定義

この運用基準において用いる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 協議会

本システムを開発し、運営する主体である「群馬県CALS/EC市町村推進協議会」のことをいう。協議会は、群馬県と県内市町村が、CALS/EC(公共事業等支援統合情報システム)の円滑な推進に向けて、相互に連携することを目的として設立された。

(2) 利用者

本システムを利用する個人又は法人をいう。

(3) ぐんま電子入札共同システム

太田市が発注する調達関連業務を行うための情報システムをいう。

本システムは次のサブシステムから構成される。

① 電子入札システム

入札、開札及びこれに付帯する事務を電子的に執行するためのシステム

② 入札参加資格受付システム

入札参加資格申請及びその受付を電子的に行うシステム

③ 入札情報公開システム

発注案件情報、開札結果及び入札参加資格者名簿等を電子的に公開するシステム

(4) 電子入札

本システムを使用して、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する入札、開札及び見積合わせに関わる業務をいう。

(5) 紙入札

本システムを使用しないで、従来の紙による入札書、見積書を使用した入札、開札及び見積合わせに関わる事務をいう。

(6) I Cカード

電子署名法及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が格納された電子入札用ICカードをいう。

(7) I D/パスワード

本システムが、利用者を特定するために発行する I D/パスワードをいう。

協議会は、太田市の職員に対して本システムの利用の権限に応じた I D/パスワードを発行する。 協議会は、入札参加資格者名簿に登載された業者に対して、入札参加資格申請を行うための入札 参加資格申請用と、入札に参加するための入札用の2種類の I D/パスワードを発行する。 (8) 発注担当者

太田市において、発注にかかる業務を担当する者をいう。

(9) 入札参加者

本システムを用いて入札に参加する者又は入札に参加しようとする者をいう。

4 電子入札による調達案件の取り扱い

発注担当者は、電子入札案件については、次の4-1又は4-2による場合を除き、入札参加者の紙入札による参加を認めない事とする。

発注担当者は、入札参加者が紙入札による参加を希望する場合は、紙入札参加申出書(様式1号)を入札書受付締切日時までに提出させなければならない。紙入札参加申出書(様式1号)の提出があった場合は、回答欄に回答を記載の上、提出のあった入札参加者に対し、通知をしなければならない。 発注担当者は、4-3に示す場合は入札参加者に対し、紙入札による参加に変更できるものとし、変更した場合は、紙入札移行通知書(様式2号)により変更となる案件の入札参加者に対し、通知をしなければならない。

4-1 紙入札での参加を認める基準

- (1) I Cカードが失効、閉塞、破損、登録内容の変更等で使用できなくなり、I Cカード再発行の申請(準備)中の場合
- (2) 備品発注案件の場合
- (3) その他、発注担当者がやむを得ない事由であると判断した場合

4-2 電子入札から紙入札への変更を認める基準

12-2に示す場合とする。なお、入札参加者が既に本システムにおいて入札書を提出済みの場合であっても、該当の入札書は開札しないものとする。

4-3 発注担当者の責による紙入札への変更の基準

- (1) 発注担当者の錯誤により、電子入札案件に参加できない者を電子入札案件に指名した場合
- (2) その他の事由による場合で、発注担当者が紙入札による執行が必要であると判断した場合 なお、上記(2) の場合については、入札参加者が既に本システムにおいて入札書を提出済みの 場合であっても、該当の入札書は開札しないものとする。

5 調達案件の設定等

5-1 各受付期間等の時間設定

発注担当者が本システムに発注案件を登録する場合は、以下に示す基準により各受付期間等の時間 設定をおこなうこととする。

- (1) 入札書受付締切日時は、開札予定日の前々日の午後5時を基準とする。
- (2)建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第20条に定める期間については、指名の 通知又は入札の参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から入札書受付締切日までの期間とす る。
- (3) 内訳書開封予定日時は、事前準備に要する最低時間を勘案して時間設定をする。
- (4) 入札書受付開始の日は、入札書受付締切日の3日前を基準とする。
- (5) **4-1** (2) の場合でかつ入札書受付期間が、休日、祝日のみの場合は受付期間前の直近平日 1日を受付日とし、締切時間は午後5時を基準とする。
- (6) その他の期間等日時の設定にあたっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて 設定するものとする。

5-2 入札説明書等の電子ファイルの形式

発注担当者は、本システムに入札公告及び入札説明書等を電子ファイルで添付する場合は、原則として、書き換えのできないPDFファイルとする。

5-3 公告日、公表日以降の調達案件登録情報の修正

告示日又は公表日以降において、調達案件登録情報について錯誤が認められ修正する必要がある場合は、発注担当者は登録情報の訂正を速やかに行い、当該案件の入札参加者に対し、電子メール又ファクシミリにより速やかに連絡を行うとともに、ホームページなどにおいて周知するものとする。 ただし、発注担当者が修正困難と判断した場合は、当該案件の入札を延期又は中止する。

6 参加資格確認申請、工事費内訳書等

発注担当者は、電子入札発注案件において、条件付一般競争入札方式により発注した場合は、入札参加業者に対して、原則として、本システムによる申請書等を求めることとする。また、建設工事、備品案件について、工事費内訳書等の提出を要する場合についても同様に本システムにより工事費内訳書等の提出を求めることとする。

6-1 関係書類の電子ファイルの形式

発注担当者は、入札参加者に対し本システムにより電子ファイルの提出を求める場合は、原則として書き換えのできないPDFによる作成を求めることとする。ただし、入札参加者が提出のために、編集を要する工事費内訳書等などについては、次の電子ファイルの形式により作成することができる。

- ①工事費内訳書等 MicrosoftExcel
 - ※但し、Excel97以降で、発注担当者が認めたバージョンで保存したものとする。
- ② 画像ファイル : JPEG 形式、GIF形式、TIFF 形式 電子ファイルの圧縮を認める場合は、ZIP、LHA 形式を指定することとするが、自己解凍方式は 認めないこととする。

6-2 本システムによらない関係書類の提出方法

発注担当者は、次に示す場合については、本システムによる提出ではなく、持参若しくは郵送による提出を求めることとする。

- (1) 紙入札での参加を認め、太田市事後審査型条件付一般競争入札実施要領様式第1号事後審査型 条件付一般競争入札資格要件確認申請書を提出させる場合
- (2) 入札参加者が提出する電子ファイルの容量により、本システムへの登録が困難な場合
- (3) 案件の内容により、本システムによる提出が困難又は適当でないと認められる場合
- (4) **4**-**1** の場合でかつ紙入札参加が認められている場合

6-3 工事費内訳書の事前チェック

電子データとして作成され、提出された工事費内訳書は、入札書受付締切後に事前にチェックすることができるものとする。なお、事前に印刷出力した内訳書は、内容が対外的に漏洩することがないよう、開札日時まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

6-4 ウイルスの感染

発注担当者は、提出された電子ファイルを直接閲覧等の操作をせずに、端末機に保存の後にウイルスチェックを行ってから閲覧等の操作を行うものとする。

提出された電子ファイルがウイルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、情報セキュリティ管理者に報告するとともに、当該電子ファイルを提出した入札参加者等と関係書類の提出方法を協議することとする。また、当該参加者等に対し、ウイルス感染に至った経緯について報告させるとともに、再発防止の措置を講じるよう指導することとする。

7 入札説明書・調達案件内容に対する質問回答

電子入札発注案件に関する質問及び回答は、以下のとおりとする。

7-1 質問

入札参加者からの発注案件に関する質問は、本システムによらないものとし、電子メール又はファクシミリにより受け付けることができるものとする。ただし、備品案件の同等品質問にかかるカタログ等提出を伴う場合は、窓口で受け付けることができるものとする。

7-2 回答

発注担当者は、**7**-1により受け付けた入札参加者等からの質問に対する回答は、太田市ホームページにより公開することにより回答するものとする。ただし、備品案件にかかる同等品確認の回答はファクシミリにより質問業者のみに回答するものとする。

8 入札書等

電子入札発注案件に関する入札書等は、以下のとおりとする。

8-1 入札の辞退

入札書の提出を辞退するときは、入札書の受付期間内に本システムにより辞退しなければならない。 ただし、システム障害等のやむを得ない事由により本システムにより辞退することができない場合又は 4-1の場合でかつ紙入札参加が認められている場合は、入札書受付締切日時までに太田市で定める入 札辞退届を提出することにより辞退できるものとする。

8-2 紙入札による場合

紙入札による場合は、入札書を入札書受付開始日から入札書受付締切日時までの間に封筒に封入 し、封印のうえ、契約検査課窓口に提出しなければならない。

また、係る封筒の余白に、必ず「くじ番号(任意の3桁の数字)」を記載すること。(9-2参照)なお、代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出するか、代理人証を提示すること。

発注担当者は、提出された入札書について、内容が対外的に漏洩することがないよう、開札日時まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

8-3 入札書の無効等

発注担当者は、入札参加者から提出された入札書が入札金額等の必要な事項の入力を欠いている場合のほか、次に該当する入札の場合は無効とする。

- (1) 工事費内訳書等の添付を必要とする案件の場合で、工事費内訳書等の添付が無い場合
- (2) 入札書の金額と工事費内訳書等の金額が不一致の場合
- (3) 紙による入札書が入札書受付締切日時以降に提出された場合

9 開札

発注担当者は、開札予定日時以降に本システムにより速やかに開札を行うこととする。 なお、紙により提出された入札書等は、開札予定日時以降に発注担当者が入札金額を本システムに 入力した後、速やかに開札を行うこととする。

9-1 立会人の選任

発注担当者は、電子入札の開札においては、地方自治法施行令第167条の8第2項により開札立会人を選任しないものとする。ただし、入札参加者が立ち会いを希望する場合は、それを認めなけれ

ばならない。なお、開札に立ち会う者は、入札執行者の指示があるまで入札会場を退場することができない。

9-2 くじの実施について

落札となるべき金額を入札した者が複数あり、くじにより落札候補者の決定を行うこととなった場合は、入札参加者が入力した任意の数値等を用いた本システムによる電子くじを実施する。なお、紙入札による場合は、紙入札者が決めた任意の数値を発注担当者が本システムに入力することにより行う。

9-3 第2候補者の決定

事後審査型の場合は、入札時に第2候補者を決定するものとする。

なお、第2候補者となるべき金額を入札した者が複数あり、電子くじにより第2落札候補者の決定を行うことができない場合は、入札に関係の無い職員にくじを引かせるものとする。

10 入札参加者の I Cカード及びパスワード

10-1 電子入札に使用できるICカード

太田市の電子入札に参加できる者は、太田市の入札参加資格を有する者のうち、本システムにICカードの利用者登録が完了している者とする。

10-2 I Cカードの名義

ICカードの名義は次のいずれかであること。

- (1) 入札参加資格者名簿に登録してある者の代表者
- (2) 入札参加資格者名簿に登録してある者の代表者から、入札・見積契約に関する委任を受けている者

10-3 ICカードが失効した場合の取り扱い

本システムに利用者登録したICカードの名義人が、当該企業に属さないこととなった場合、ICカードの有効期限が終了した場合等により失効した場合は、当該ICカードによる電子入札への参加を認めない。但し、当該企業において登録している他の有効なICカードを用いて、電子入札に参加することができる。

10-4 特定建設工事共同企業体における I Cカードについて

特定建設工事共同企業体(以下「特定 J V」という。)用に利用者登録可能な I Cカードは特定 J Vの代表構成員の代表者又は代表構成員の代表者から委任された者の I Cカードとする。

10-5 権限のない者のICカードが使用された場合の取り扱い

入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札参加申請書等又は入札書は、無効とする。

10-6 パスワードの管理について

入札参加資格を有する者に対し、パスワードを適切に管理し、適宜更新するよう指導するものとする。パスワードを失念した者には、パスワード再発行申立書により、遅滞なく再発行の手続きをとらせるものとする。

11 不正行為等

入札参加者がICカード、ID/パスワードの不正利用、虚偽の入札参加資格申請・入札書の提出 等不正な行為により入札を行った場合、その他本システムの不適切な使用を行った場合は、指名停止 等の適切な措置をとるものとする。

12 システム障害等について

12-1 太田市等のシステム障害

本システムのサーバ、ネットワーク及び関係機器・施設等、もしくは太田市のネットワーク及び 関係機器・施設等の障害により入札、開札業務が処理できないことが判明した場合は、その原因、 復旧見込み等を調査検討して、入札又は開札業務の延期又は中止、紙入札への移行などの処置を行 うこととする。

この場合は、本システムで連絡するか又は本システム以外の確実な連絡方法(電話又はファクシミリ等)により入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

12-2 入札参加者側の障害について

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者(プロバイダを含む。)の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により入札参加者が本システムによる入札、開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、必要があれば入札、開札業務の延期、紙入札への移行などの処置を行うこととする。

この場合は、本システム以外の確実な連絡方法(電話、ファクシミリ又は電子メール等)により 入札参加者に必要な事項を連絡するものとする。

附則

- この運用基準は、平成22年6月1日から施行する。 附 則
- この運用基準は、平成25年6月1日から施行する。 附 則
- この運用基準は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この運用基準は、令和3年7月1日から施行する。

(宛先) 太田市長

(申出者)

住 所

商号又は名称

代表者名

印

紙入札参加申出書

下記案件については電子入札対象案件となっていますが、電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札での参加を申し出ます。

記

2 案件名称
3 電子入札システムを利用できない理由

【契約検査課回答欄】

上記、申出書について以下の通り回答します。

□承諾する

□承諾しない(理由:

)

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

太田市長

(公印省略)

紙入札移行通知書

下記の電子入札案件について、紙入札による参加とします。

記

- 1 案件番号
- 2 案件名称